

函館市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項および第5項に規定する監査を次のとおり実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年5月7日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 板倉 一 幸

函館市監査委員 藤井 辰 吉

1 定期監査

対象部局 消防本部，企業局，選挙管理委員会事務局

2 随時監査（財務監査）

対象工事 市民スケート場冷凍設備改修工事

監 査 報 告 書

令和 3 年 (2021 年) 6 月

函 館 市 監 査 委 員

目 次

I 監査の対象部局等	1
II 監査の結果	1
< 定期監査 >	
・ 消防本部	2
・ 企業局	4
・ 選挙管理委員会事務局	7
< 随時監査（財務監査） >	
・ 市民スケート場冷凍設備改修工事	9

I 監査の対象部局等

1 定期監査

対象部局	監査の対象期間	監査の実施期間
消防本部	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	令和2年11月4日から 令和3年3月25日まで
企業局	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	令和2年11月4日から 令和3年3月25日まで
選挙管理委員会事務局	令和2年4月1日から 令和2年9月30日まで	令和2年11月4日から 令和3年3月25日まで

2 随時監査（財務監査）

対象工事	監査の実施期間
市民スケート場冷凍設備改修工事	令和2年12月25日から 令和3年2月26日まで

※ 工事・契約担当部局：都市建設部

予算主管部局：教育委員会事務局生涯学習部

II 監査の結果

監査の結果は、次の各監査結果報告書のとおり。

なお、函館市監査基準第21条第1項各号に規定する監査等の着眼点等については同報告書に記載のとおりである。

令和2年度（2020年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

消防本部

(2) 対象事務

令和2年（2020年）4月1日から令和2年9月30日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和2年11月4日から令和3年（2021年）3月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

ア 職員の服務に係る手続は適正か。

イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（消防用機械器具購入及び維持費）

ア 違法，不当または不経済な支出はないか。

イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。

ウ 物品等の検査検収は确实に行われているか。

エ 支払時期は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は，監査した限りにおいて，いずれも適正に執行されていた。

令和2年度（2020年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

企業局

(2) 対象事務

令和2年（2020年）4月1日から令和2年9月30日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和2年11月4日から令和3年（2021年）3月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員、企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され、遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（水洗便所改造等資金貸付金，汚泥処理施設管理費（うち乾燥ケーキ等の処分に係る委託料））

- ア 違法，不当または不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。
- エ 支払時期は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり見直しを要する点が見受けられた。

(1) 意見

ア 予算の執行

水道事業会計，公共下水道事業会計および交通事業会計で予算執行している函館市企業局職員の健康診断に係る医療機関の選定に関わっては，令和2年4月1日に見積合せおよび契約締結している書類がある一方，見積合せに先立って市内医療機関に送付している実施要領には，令和2年3月30日までは業者を決定する旨の，年度開始前に予算執行を行う内容の規定があり，存在する関係書類に記載される手続等に整合性がない状態になっている。

形式的には地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条第1項に規定する会計年度が遵守されているのか判断ができない状態であることから，地方自治体や地方公営企業における会計年度の区分を十分に認識した事務の執行に努められたい。

イ 支出事務（汚泥処理施設管理費（うち乾燥ケーキ等の処分に係る委託料））

予定価格を設定するために必要な積算書については，通常，作成責任者の記名および押印がされるものであるが，企業局が積算

書とする委託料内訳書には，記名，押印が確認できず，また，積算金額は参考見積書を基に算定されているが，この額の妥当性の検討がされているかどうかについて，関連する書類も含め不明確であり，積算書として不十分と思われる点が見受けられた。

積算は適正な予定価格を設定するために必要なものであり，契約の適正性，公平性に影響することから，これに十分留意し，丁寧な事務の執行に努められたい。

令和2年度（2020年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 対象部局

選挙管理委員会事務局

(2) 対象事務

令和2年（2020年）4月1日から令和2年9月30日までに
執行された財務に関する事務およびその他の事務

2 監査の期間

令和2年11月4日から令和3年（2021年）3月25日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分、年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

4 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、いずれも適正に

執行されていた。

令和2年度（2020年度） 随時監査（財務監査）結果報告書

1 監査の対象

- (1) 工事名 市民スケート場冷凍設備改修工事
- (2) 工事担当部局 都市建設部
- (3) 予算主管部局 教育委員会事務局生涯学習部
- (4) 契約担当部局 都市建設部

2 監査の期間

令和2年（2020年）12月25日から令和3年（2021年）
2月26日まで

3 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、上記対象工事が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿、設計図書等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取するなど、函館市監査基準に基づき行った。

なお、上記対象工事の財務事務面の監査としての主な着眼点は次のとおり。

(1) 契約事務

- ア 契約の方法および手続は適正か。
- イ 契約書等関係書類および帳簿は确实かつ的確に整備されているか。
- ウ 契約書どおりの履行がなされているか。

4 工事の概要

- (1) 工事場所 函館市金堀町10番8号（市営函館競輪場内）
- (2) 工事内容 冷却設備改修工事 1式
既設冷却設備撤去工事 1式

- (3) 請負金額（税込） 640,200,000円
- (4) 請負者 青函設備工業・大明工業・高丘設備工業・函館換気設備工業・小野寺住設市民スケート場冷凍設備改修工事共同企業体
- (5) 工期 令和元年（2019年）12月10日から令和3年3月18日まで

5 監査の結果

監査の対象とした事務は、監査した限りにおいて、概ね適正に執行されていた。